

制限値幅の拡大運用の一部見直しについて

2020年7月3日

名古屋証券取引所 業務グループ

1. 制限値幅の拡大要件等の見直し

現在、当取引所においては、原則として、3営業日連続で次のいずれかに該当した場合には、翌営業日から制限値幅の拡大を実施することとしています。

- | |
|--|
| (1) ストップ高（安）となり、かつ、ストップ配分も行われず売買高が0株 |
| (2) 売買高が0株のまま午後立会終了を迎え、午後立会終了時に限りストップ高（安）で売買が成立し、かつ、ストップ高（安）に買（売）呼値の残数あり |

上記の拡大要件について、現在、3営業日としているストップ高（安）の連続日数を、**2営業日**へと変更します。また、制限値幅の拡大幅を現行の2倍から**4倍**へと変更します。

<制限値幅の拡大運用の見直し内容>

	現行	見直し後
拡大要件	原則として、 <u>3営業日連続</u> で次のいずれかに該当した場合、翌営業日（ <u>4営業日目</u> ）から制限値幅を拡大する。 (1) ストップ高（安）となり、かつ、ストップ配分も行われず売買高が0株 (2) 売買高が0株のまま午後立会終了を迎え、午後立会終了時に限りストップ高（安）で売買が成立し、かつ、ストップ高（安）に買（売）呼値の残数あり	原則として、 <u>2営業日連続</u> で左記（1）または（2）の基準に該当した場合、翌営業日（ <u>3営業日目</u> ）から制限値幅を拡大する。
拡大方向 拡大幅	ストップ高が連続した場合には制限値幅の上限を、ストップ安が連続した場合には制限値幅の下限をそれぞれ <u>2倍</u> に拡大する	ストップ高が連続した場合には制限値幅の上限を、ストップ安が連続した場合には制限値幅の下限をそれぞれ <u>4倍</u> に拡大する
解除要件	拡大された日以降、当該ストップ値段以外の値段で売買が成立した場合、翌営業日から解除する	変更なし

2. その他

投資者の皆様のご利便性向上の観点から、見直し後の運用の開始日以降、毎営業日15時45分頃を目処として、上記拡大要件の(1)または(2)に該当した銘柄(ストップ配分等該当銘柄)の一覧ファイルを当社ウェブサイト上(<http://www.nse.or.jp/system/witness/operation.html>)にて公表することとします。

なお、従来から行っている制限値幅の拡大等に係る公表に関して、当該運用の開始日以降においては、「制限値幅の拡大(拡大の継続を含む)の実施を決定した場合」にのみ行いますのでご注意ください。

(注)「制限値幅の拡大予告」、「制限値幅の拡大予告の解除」及び「制限値幅の拡大解除」に係る公表は廃止します

(注)「制限値幅の拡大(拡大の継続を含む)の実施を決定した場合」の公表時間は従来どおり15時45分頃を目処として実施します

3. 実施時期

2020年8月3日(月)以降、見直し後の拡大要件に該当した銘柄について適用します。

以上

■制限値幅の拡大運用の見直し日を跨ぐケースにおいては、制限値幅拡大（継続）要件への該当日において適用されている制度に照らして判断します

	7/28(火)	7/29(水)	7/30(木)	7/31(金)	8/3(月)	8/4(火)	8/5(水)
					→新制度		
①	ストップ高安 1日目	ストップ高安 2日目 拡大予告通知	ストップ高安 3日目 拡大実施通知	値幅拡大（2倍） →売買不成立 拡大継続通知	値幅拡大（2倍） →売買成立		
②		ストップ高安 1日目	ストップ高安 2日目 拡大予告通知	ストップ高安 3日目 拡大実施通知	値幅拡大（2倍） →売買不成立	値幅拡大（4倍） →売買成立	
③			ストップ高安 1日目	ストップ高安 2日目 ※拡大予告通知なし	ストップ高安 3日目 拡大実施通知	値幅拡大（4倍） →売買成立	
④				ストップ高安 1日目	ストップ高安 2日目 拡大実施通知	値幅拡大（4倍） →売買成立	
⑤					ストップ高安 1日目	ストップ高安 2日目 拡大実施通知	値幅拡大（4倍） →売買成立

※「ストップ高安」とは、次のいずれかに該当した場合を指します。

(1) ストップ高（安）となり、かつ、ストップ配分も行われず売買高が0株

(2) 売買高が0株のまま午後立会終了を迎え、午後立会終了時に限りストップ高（安）で売買が成立し、かつ、ストップ高（安）に買（売）呼値の残数あり

※「売買不成立」には、ストップ高（安）値段以外の値段では売買が成立しなかった場合を含みます。